行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済

社会及び豊か な国民生活 の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令 \mathcal{O}

整備及び経過措置に関する政令要綱

第 行政 機関 \mathcal{O} 保 有す んる個 人情 報 \mathcal{O} 保 護に関する法 律施 行 令 . D 部改正関 係

D N Aを構成する塩基 の 配 列、 容貌、 虹彩 0 模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するため

に変換した符号であって、 特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合する

t の 、 、 旅券の番号等及び一定 の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載され た

総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けること。

心 身 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 障 害があること、 医 師等 により行 わ れ た健 康 診 断 等 0 注結果、 医師 等により指 導又 は 診 療

若しくは調剤が行われたこと、 刑事 事件に関する手続又は 少年 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 保護 事 件に 関 する手続が行 われたこと

を内容とする記述等を含む個 人情報を要配慮個 人情報に位置付けること。

 \equiv 行政 機関非識別加工情報 の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料を定める

こと。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。 (第一条関係)

第二 独立 行 政法 人等の 保有する個 人情報の保護 に 関する法律 施行令の一部改正 関係

D N Α を構成する塩 基 \mathcal{O} 配 列、 容貌、 虹 彩 \mathcal{O} 模様等 定 \mathcal{O} 身 体 \mathcal{O} 特 徴 を電子 · 計 算 機 \mathcal{O} 用 に供するため

12 変 換 L た符号であって、 特 定 \mathcal{O} 個 人を識 別するに足り るも のとして総務省 令で定め る基準 準 12 適 合 す る

t <u>の</u>、 旅券の番号等及び一定 0) 証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように 記 |載された

総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けること。

心 身の 機能 の障害があること、 医師等により行わ れ た健 康 診 断等 で結果、 医師等により指

導又は診療

若しくは 調 剤 が 行わ れたこと、 刑事 事件に関する手 続又は・ 少 乍 O保護 事 件に 関 する手続が 行 わ れ

を内 容とする記 述等を含 し む 個 人情報 を要配 慮 個 人情 報 に 位 置 付 けること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。 (第二条関係)

第三 鉱業登録令等の一部改正関係

行政 機関等 0 保 有する個 人情 報 の適 正か つ効果的な活用による新たな産業 \mathcal{O} 創出並 並びに活 力 ある経済社

会及び豊かな国 民 生活の実現に資するため の関係法 は律の整理 備 に関する法律 (平成二十八年法律第五 十 号

0 以 下 「整備法」という。)による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の

規定の整備を行うこと。(第三条関係)

第四 個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係

参 事 官 \mathcal{O} 職 務に · 行政 機 関 非 識 別 加 工 情 報 \mathcal{O} 取 扱 1 に 関する監視及び独立行政法人等非識別加 工 情報 の取

扱いに関する監督を追加すること。(第四条関係)

第五 経過措置

行政 機関及び 独立行政法 人等が整備法の施行 の際現に作成している個人情報ファイル簿の記載事項の修

正 に係る経過措置 について必要な規定を設けること。 (第五条及び第六条関係

第六 附則

この 政 今は、 整備法 仏の施行 の日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

関係政令について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第二条から第五条まで関係)